



大学図書館問題研究会京都支部 臨時京都支部総会のご案内

大学図書館問題研究会京都支部のみなさま

地域グループへの移行に伴い、臨時の支部総会を次のとおり開催します。
また、総会終了後には情報交換会も予定しています。みなさまの積極的なご出席をお待ちしています。

記

日 時： 2016年5月24日(火) 19:00 ～ 20:00

会 場： キャンパスプラザ京都 2階 和室
<http://www.consortium.or.jp/about-cp-kyoto/access>

議 案： 第1号議案：地域グループへの移行について
第2号議案：地域グループ移行後の規約変更について

※ 20:00～ 別途情報交換会を開催いたします。

[目 次]

大学図書館問題研究会京都支部 臨時京都支部総会のご案内	…	1
大学図書館問題研究会京都支部 臨時京都支部総会議案	…	2
異動に伴うアドレス等変更のご連絡のお願い	…	6

○ ご意見・ご要望、投稿は下記、電子メールまたは URL へお寄せください。

電子メール： kyoto@daitoken.com (大学図書館問題研究会京都支部)

URL： <http://www.daitoken.com/kyoto/index.htm>

大学図書館問題研究会京都支部 臨時京都支部総会議案

【第1号議案】 地域グループへの移行について

「大学の図書館」2013年6月号にて、呑海委員長から大学図書館問題研究会の組織運営体制を変更する旨、報告が行われた。それを受けてその後設置された評議員会での検討、および第43回・44回・45回の全国大会における会員総会での議論等を踏まえ、2016年度(2016年7月)から、下記のとおり大学図書館問題研究会の運営体制が大幅に変更されることとなった。

1. 支部制からグループ制への移行と研究グループの設置

これまでの都道府県別の支部に代え、下記3種のグループを設置する。全国委員会は、(a)および(b)の代表者によって構成する。

(a) 地域グループ

現在の支部に相当する。地域単位の交流や情報交換等、地域の特性を生かした活動を行う。原則的に現在の支部は地域グループ制へ移行する。

(b) 長期的研究グループ

特定の研究領域や主題に関する研究を行う。原則的に全国大会の分科会と連動することとする。長期的視野をもって運営される。

(c) 萌芽的研究グループ

新しい領域に関する研究を行う。比較的短期の運営とする。

2. グループの運営について

- 1) 各グループに、助成金を支給する。現在の支部の還元金については、助成金をもって代替するものとする。
- 2) 研究グループ((b)および(c))の立ち上げ・継続は申請制とする。申請は、1年に1度とする。
- 3) グループの運営については、基本的にそれぞれのグループに任される(活動の内容、活動の頻度、会費・参加費の徴収など)。
- 4) 会員は、どのグループにも自由に参加することができる。各会員は、複数のグループに参加することを選択でき、一方、どのグループにも参加しないことを選択できる。

3. 会費徴収の支部経由方式から中央一括方式への移行

- 1) 会費の徴収を一括して執り行う形式に変更する。
- 2) 大図研会費と地域グループ費を一括して徴収する。長期的研究グループ・萌芽的研究グループの活動費は一括徴収の対象としない(各研究グループでの徴収は妨げない)。
- 3) 徴収した地域グループ費(現在の支部費にあたる)は常任委員会事務局(以下、事務局)から各地域グループに送金する。

※ 上記のより詳細な内容については「大学の図書館」2015年6月号に掲載。

これを受けて、京都支部は2016年度から下記の体制に移行することとする。

a. 地域グループ名：京都地域グループ

b. グループ代表者の氏名：坂本拓

(これは現時点での支部長を記載しており、正式な2016年度の代表者は2016年8月頃開催予定の委員会で委員から互選により決定する予定です)

c. グループ会員数：69名

d. グループ活動費：2,000円

【第2号議案】 地域グループ移行後の規約変更について

大学図書館問題研究会 京都支部規約新旧対照表		
新	旧	備考欄
<p>大学図書館問題研究会 <u>京都地域グループ</u>規約 <u>2016年</u> 月 日制定 わたしたちは「大学図書館員は、知る権利、学問の自由、教育を受ける権利を保障する立場から『求める資料を求める人の手に』を合言葉に、学術情報にかかわるすべての人々と連携・協力して学習・研究・実践を行う」という基本方針に基づいて活動をすすめます。</p> <p>(名称) 第1条 本<u>グループ</u>は、大学図書館問題研究会<u>京都地域グループ</u>と称します。</p> <p>(目的) 第2条 本<u>グループ</u>は大学図書館問題研究会の会則に従い、会員相互の交流を深めるとともに、研修・経験交流の場を提供することで大学図書館の発展に寄与することを目的とします。</p> <p>(事業) 第3条 前条の目的を達成するために次の事業をおこないます。</p> <p>1 <u>グループ</u>報の発行</p> <p>2 研究交流会の開催</p> <p>3 総会の開催</p> <p>4 その他本<u>グループ</u>に必要な事業</p> <p>(会員) 第4条 本<u>グループ</u>は京都府の大学図書館員および本<u>グループ</u>が認めた会員</p>	<p>大学図書館問題研究会 <u>京都支部</u>規約 <u>2005年01月22日</u>制定 わたしたちは「大学図書館員は、知る権利、学問の自由、教育を受ける権利を保障する立場から『求める資料を求める人の手に』を合言葉に、学術情報にかかわるすべての人々と連携・協力して学習・研究・実践を行う」という基本方針に基づいて活動をすすめます。</p> <p>(名称) 第1条 本<u>支部</u>は、大学図書館問題研究会<u>京都支部</u>と称します。</p> <p>(目的) 第2条 本<u>支部</u>は大学図書館問題研究会の会則に従い、会員相互の交流を深めるとともに、研修・経験交流の場を提供することで大学図書館の発展に寄与することを目的とします。</p> <p>(事業) 第3条 前条の目的を達成するために次の事業をおこないます。</p> <p>1 <u>支部</u>報の発行</p> <p>2 研究交流会の開催</p> <p>3 総会の開催</p> <p>4 その他本<u>支部</u>に必要な事業</p> <p>(会員) 第4条 本<u>支部</u>は京都府の大学図書館員および本<u>支部</u>が認めた会員で組織し</p>	

<p>で組織します。</p> <p>2 グループ会員は本グループのすべての事業に参加し、グループ報の配布を受けることができます。</p> <p>3 京都地域グループに所属しない会員は、購読会員となることができます。購読会員は、グループ会費を納めることによって、グループ報の配布を受けることができます。</p> <p>(総会) 第5条 本グループの最高機関を総会とし、すべてのグループ会員はこの総会に出席し、発言し、議決に加わる権利を有します。</p> <p>2 総会は年1回グループ代表が招集し開かれます。ただし、委員会が必要としたとき、もしくは会員の3分の1以上の要求があるときは臨時に総会を開くことができます。</p> <p>3 総会は活動方針、予算、決算、委員の選出およびその他必要事項を審議し、決定します。</p> <p>(委員会) 第6条 本グループにグループ代表1名を含む委員会をおき、会務を担当します。</p> <p>2 委員は総会において選出し、選出された委員はグループ代表1名を互選します。</p> <p>3 委員会のもとに事務局をおきます。</p> <p>(グループ委員) 第7条 グループ代表は本グループを代表し、会務を主宰し、総会、委員会を招集します。グループ代表の任期は</p>	<p>ます。</p> <p>2 支部会員は本支部のすべての事業に参加し、支部報の配布を受けることができます。</p> <p>3 京都支部に所属しない会員は、購読会員となることができます。購読会員は、支部会費を納めることによって、支部報の配布を受けることができます。</p> <p>(総会) 第5条 本支部の最高機関を総会とし、すべての支部会員はこの総会に出席し、発言し、議決に加わる権利を有します。</p> <p>2 総会は年1回支部長が招集し開かれます。ただし、委員会が必要としたとき、もしくは会員の3分の1以上の要求があるときは臨時に総会を開くことができます。</p> <p>3 総会は活動方針、予算、決算、委員の選出およびその他必要事項を審議し、決定します。</p> <p>(委員会) 第6条 本支部に支部長1名を含む委員会をおき、会務を担当します。</p> <p>2 委員は総会において選出し、選出された委員は支部長1名を互選します。</p> <p>3 委員会のもとに事務局をおきます。</p> <p>(支部委員) 第7条 支部長は本支部を代表し、会務を主宰し、総会、委員会を招集します。支部長の任期は1年とします。ただ</p>	
--	--	--

<p>1 年とします。ただし再任をさまたげません。</p> <p>2 委員は会務を分担し、その任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。</p> <p>(監査委員) 第8条 本<u>グループ</u>に監査委員1名以上をおきます。</p> <p>2 監査委員は総会において選出します。</p> <p>3 監査委員の任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。</p> <p>(全国委員) 第9条 本<u>グループ</u>に全国委員1名をおきます。</p> <p>2 全国委員は総会において選出します。</p> <p>3 全国委員は<u>グループ</u>委員であることを要件とします。</p> <p>(財政) 第10条 本<u>グループ</u>の経費は<u>地域グループ費</u>、<u>助成金</u>、<u>事業収入</u>および<u>寄付金</u>でまかない、<u>購読会員</u>は<u>地域グループ費</u>を前納しなければなりません。</p> <p>2 <u>地域グループ費</u>は年額 2000 円とします。</p> <p>3 本<u>グループ</u>の予算、決算に関することは総会に提案し、その議決を得なければなりません。</p> <p>4 委員会は<u>グループ</u>会員の要求のあるときは、その都度会計簿を見せなければなりません。</p>	<p>し再任をさまたげません。</p> <p>2 委員は会務を分担し、その任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。</p> <p>(監査委員) 第8条 本<u>支部</u>に監査委員1名以上をおきます。</p> <p>2 監査委員は総会において選出します。</p> <p>3 監査委員の任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。</p> <p>(全国委員) 第9条 本<u>支部</u>に全国委員1名をおきます。</p> <p>2 全国委員は総会において選出します。</p> <p>3 全国委員は<u>支部</u>委員であることを要件とします。</p> <p>(財政) 第10条 本<u>支部</u>の経費は<u>支部会費</u>、<u>支部還元金</u>、<u>事業収入</u>および<u>寄付金</u>でまかない、<u>支部会員</u>および<u>購読会員</u>は<u>支部会費</u>を前納しなければなりません。</p> <p>2 <u>支部会費</u>は年額 2000 円とします。</p> <p>3 本<u>支部</u>の予算、決算に関することは総会に提案し、その議決を得なければなりません。</p> <p>4 委員会は<u>支部</u>会員の要求のあるときは、その都度会計簿を見せなければなりません。</p>	
---	--	--

<p>5 本グループの会計年度は7月1日より始まり、翌年6月30日に終わります。 (規約改正) 第11条 このグループ規約の改正は総会においてのみなされ、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とします。</p> <p>附 則 第1条 事務局の所在地は財務担当の住所を準用します。 第2条 このグループ規約は <u>2016年7月1日</u> より効力を発するものとします。</p>	<p>5 本支部の会計年度は7月1日より始まり、翌年6月30日に終わります。 (規約改正) 第11条 この支部規約の改正は総会においてのみなされ、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とします。</p> <p>附 則 第1条 事務局の所在地は財務担当の住所を準用します。 第2条 この支部規約は <u>2005年01月22日</u> より効力を発するものとします。</p>	
--	--	--

異動に伴うアドレス等変更のご連絡のお願い

平素より、大学図書館問題研究会京都支部の活動にご参加くださり、誠にありがとうございます。

さて、4月から新年度が開始されるに伴い、新たな職場へと異動され、メールアドレスが変わられた方もいらっしゃると思います。つきましては、大図研京都支部からの諸連絡を円滑に継続させていただくため、お手数ですが新しい所属とメールアドレスを kyoto@daitoken.com までご連絡いただきたいと思います。

また、ご住所の変更等により支部報の発送先が変わられる方も、新たな送付先を上記のメールアドレスまで必ずご連絡お願いいたします。併せて、京都支部のメーリングリスト「ML ゆりかもめ」に登録されているメールアドレスが変更になる場合には、<http://www.daitoken.com/kyoto/aboutBranch.html#yurikamome> より変更の手続きをお願いいたします。何かご不明な点がございましたら、お気軽に kyoto@daitoken.com までご連絡をお願いいたします。

◇ 会費納入のお願い ◇

会員のみなさまにおかれましてはご健勝のことと存じます。

大図研会費および京都支部会費の納入をお願いしているところですが、納入率は依然思わしくない状態にあります。既に2015年度（大図研会計年度2015.07－2016.06）に入っておりますので、2015年度の会費の納入をお願い致します。また、2014年度以前の会費をお納めいただいていない会員のみなさま、一刻も早い会費の納入にご協力いただきますようお願い致します。

会費は、¥7,000（大図研会費：¥5,000＋京都支部会費：¥2,000）です。

会費は下記口座に郵便振替でお送りいただくか、お近くの支部委員におことづけください。

郵便振替振替口座番号 01090-4-5904 大学図書館問題研究会京都支部

また、ご不明な点は大学図書館問題研究会京都支部（kyoto@daitoken.com）まで。